

各県所管指定介護サービス事業者 管理者  
各県所管養護老人ホーム設置者 管理者  
各県所管軽費老人ホーム設置者 管理者  
各県所管有料老人ホーム設置者 管理者  
各県所管サービス付き高齢者向け住宅 管理者  
各県内生活支援ハウス 管理者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
介護サービス指導課長  
(公印省略)

### 高齢者施設等への個人防護具の配布について

平素より県高齢者福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和7年8月29日付け事務連絡で厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より別添のとおり個人防護具の配布について調査依頼がありました。

昨年度に引き続き、今回の配布についても高齢者施設等が対象となるため、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のための配布を希望する高齢者施設等におかれましては、下記により回答をお願いします。

なお、回答にあたっては、各高齢者施設等における感染症に係る業務継続計画の内容も考慮し、平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）について点検いただくとともに、業務継続計画に基づく備蓄品必要量を算出のうえ回答いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 回答方法

「きのくに介護deネット」注目情報「高齢者施設等への個人防護具の配布について」の回答フォームから回答ください。

(<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>)

#### 2 回答期限 令和7年9月18日（木）（厳守）

期限以降の回答は受付できませんのでご了承ください。

#### 3 配布される個人防護具について

- ・医療用（サージカル）マスク、アイソレーションガウン（不織布製）及び非滅菌手袋について、希望に基づく配布を実施します。物資は回答いただいた住所に直接配送されます。
- ・回答後のキャンセル・数量変更等は不可となります。
- ・各個人防護具のメーカーについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷されます。なお、出荷される個人防護具は、使用推奨期限が令和8年度中に切れるものとなります。
- ・希望数量が多数に上る場合、配布数量調整を行う場合や配布されない場合があります。
- ・配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用してください。転売をする（し

た) ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行いません。

和歌山県介護サービス指導課

TEL : 073-441-2527 (直通)

FAX : 073-441-2516

e-mail : e0408001@pref.wakayama.lg.jp